

■議案第86号 平成27年度 町道里川線道路災害復旧工事請負契約の締結について

【要旨】

本路線は、十和地区の里川集落と浦越集落を結ぶ2級町道であり、里川集落の方にとっては唯一の生活路線である。

工事箇所は、4月20日の豪雨により路側決壊をし、現在は片側交互通行により通行を確保している。今回の請負契約は大型ブロック積工事である。

一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

工事請負契約締結内容

工 事 名	平成27年度 27災 第21号 町道里川線道路災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 里川 地内
契 約 金 額	48,600,000円（内消費税 3,600,000円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町昭和445番地1 株式会社 北幡建設
工 期	議決日の翌日から平成28年3月18日
工 種	道路災害復旧工事
事 業 量	復旧延長 L=28m 大型ブロック積 A=391m ²

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。